

県民健康管理調査の概要

平成23年6月18日

福島県「県民健康管理調査」検討委員会

基本調査

対象者：平成23年3月11日時点での県内居住者（県外避難者を含む）
（住民票異動のない滞在者等については、広報等により参加呼びかけ）
方 法：自記式質問票
内 容：3月11日以降の行動記録（被ばく線量の推計評価）
食事の状況 等
実施時期：平成23年8月（先行調査の状況による）

詳細調査

対象者：避難区域等の住民／基本調査の結果必要と認められる者（約20万人を想定）
方 法：健診方式（調査会場または医療機関等において実施）
内 容：質問紙調査（生活習慣、こころの健康度 等）
身体計測、血液検査、尿検査（血液、尿の一部は保存）
※小児甲状腺検査（実施時期未定）
実施時期：未定

- ・ 調査結果については、データベース化を図り、長期的に管理する。
- ・ 次年度以降も調査は継続するが、その調査間隔、内容については検討中。

先行調査

基本調査を先行的に実施し、調査上の課題を明らかにし、その解決を図った上で全県的に実施するために行う。（6月下旬）

対象者：対象地域に居住または居住していた住民

対象地域：浪江町、飯舘村、川俣町山木屋地区

調査内容：基本調査に同じ

その他：内部被ばく検査の対象者選定の方法等については、対象町村と協議する。

(参考)

福島県における県民健康管理の取組み

1. 背景

原発事故の長期化により、県民は、「自身が受けた放射線量がわからない」「将来の健康影響が心配」など、大きな不安を抱え、ストレスが増大している。また、「基本的な情報の不足」や「情報の質のばらつき」がこれに拍車をかけている。

これらの不安・ストレス、さらには避難所生活の長期化等により、基礎疾患が悪化する等、心身の健康状態が悪化する可能性が増大している

2. 目的

原発事故に係る県民の不安の解消、長期にわたる県民の健康管理による安全・安心の確保

3. 取組み

(1) 県民健康管理調査

①目的

被ばく線量を推計、提示し、不要な不安を払拭
調査結果を踏まえ、長期的な健康管理を実施

②内容

「基本調査」と「詳細調査」により構成

基本調査の先行的な取組みを、地域を限定して実施

※本調査の一環として、内部被ばく検査の開始

(2) 県民の安心を確保するための取組み

- ・ 住民への説明
- ・ 医療関係者を対象とした研修会 等

(3) 保健医療サービスの提供

引き続き、住民健診、健康相談等を実施するとともに、必要に応じ、適当な保健医療サービスに結びつけることにより、住民の健康状態の悪化を予防する。